

諮問第 1 号

三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の策定について

次の事項について、三木市環境基本条例第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、市長より諮問がありましたので審議に付します。

平成 28 年 6 月 28 日

三木市環境審議会

記

1 理由

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により策定する計画です。

本市においては、平成 18 年 3 月に改定し、ごみの減量化・再資源化を推進してきました。

近年の人口減少及び地域創生、廃棄物処理等の社会情勢の変化により計画見直しの必要性が生じました。よって一般廃棄物処理における今後の中長期的な新たな基本方針・施策を盛り込んだ「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」を策定するものです。

計画策定にあたっては、効果的なごみ減量化施策やごみ処理に関するアンケート調査結果などを踏まえ、民間活用によるごみの資源化と低炭素な循環型社会の構築をめざします。

2 資料

別紙のとおり

三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の
策定について（ 諮 問 ）

平成28年6月28日

三木市環境審議会